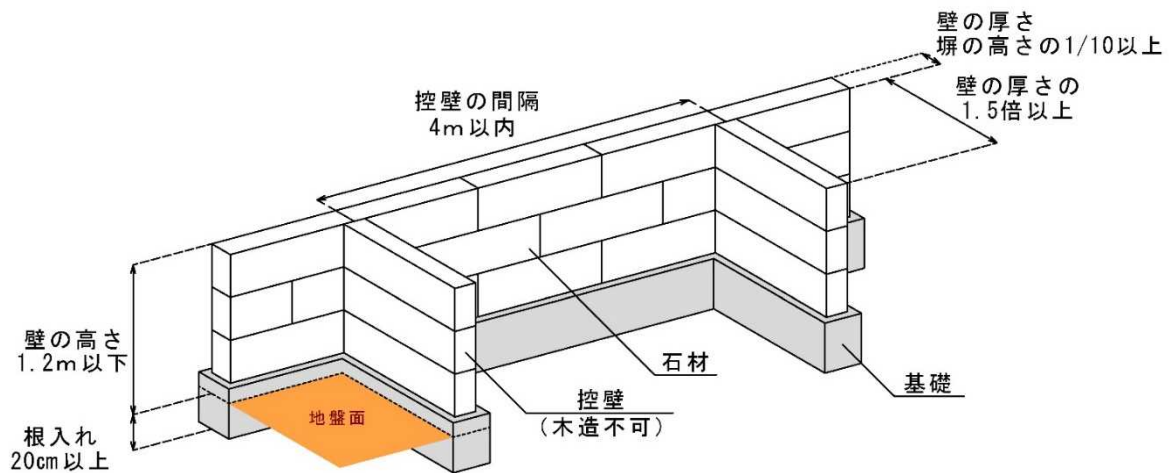


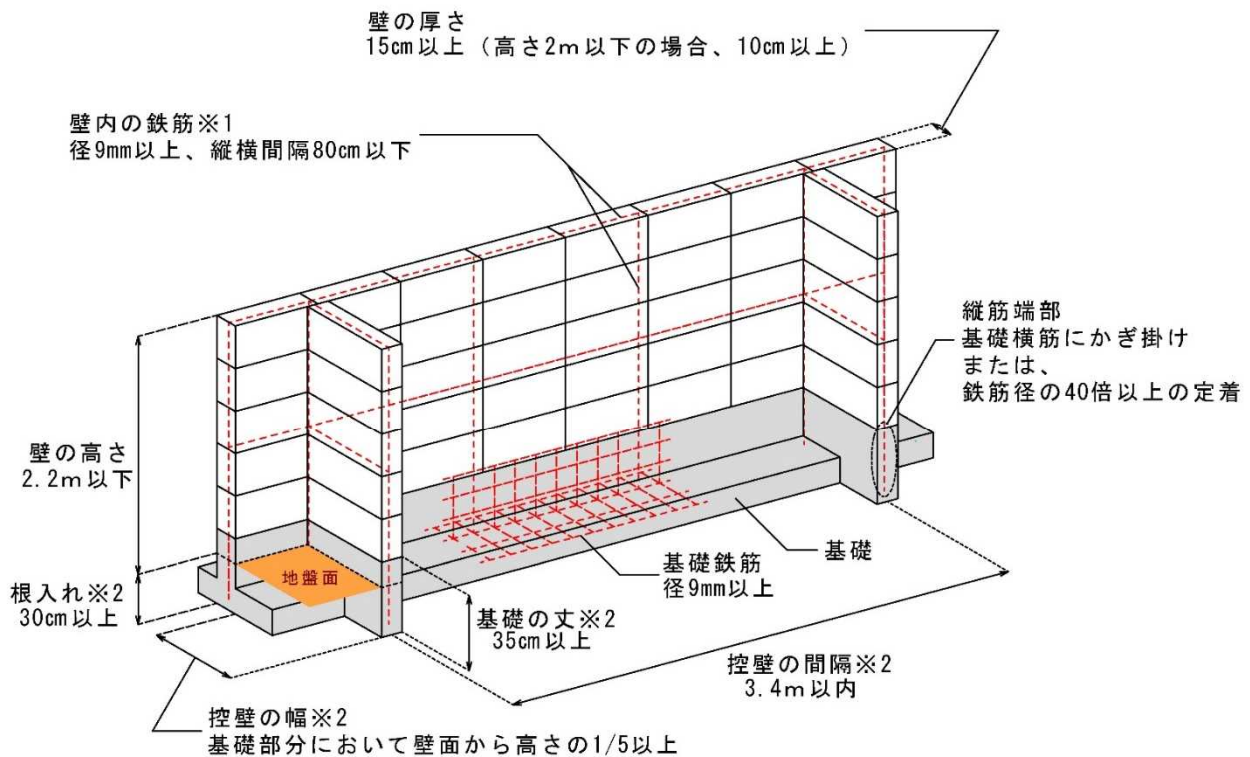
建築基準法における石塀・ブロック塀の基準は、以下のとおりです。

【石塀】



建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通省大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

【ブロック塀】



※1 壁内の鉄筋について

- ・ 縦筋は、壁頂および基礎の横筋にかぎ掛けする。
- ・ 横筋は、縦筋にかぎ掛ける。
- ・ 壁頂には横筋を配置する。
- ・ 壁端部および隅角部には縦筋を配置する。

※2 基礎及び控壁について

- ・ 壁の高さが1.2mを超える場合、摘要となる。

建築基準法施行令第62条の8による規定内容を図化したものです。なお、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

「既存ブロック塀等安全点検表」については、以下のホームページ上において、ダウンロードが可能です。

【既存ブロック塀等の安全性の確認等に関する取組】ホームページ

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h10/kenchikugyousei/kizonbrokkubeitaisaku.html>